

2022年1月18日

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：性能評価部性能評価課
TEL：03-3562-8127
Email：hyouka@j-anshin.co.jp

長期優良住宅認定制度における手続の変更について

長期優良住宅法・住宅品質法改正(令和4年2月20日施行分)

平素は、弊社業務につき格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律等(改正法)が令和4年2月20日から施行されます。この改正により、現行の「技術的審査」に代わり「長期使用構造等確認」に申し込み手続が変更となります。

つきましては、弊社では下記対応といたしますのでご留意くださいますようお願いいたします。

変更1. 現行の「技術的審査」の申し込み業務について、新規申込受付は2022年1月31日(月)までで終了します。

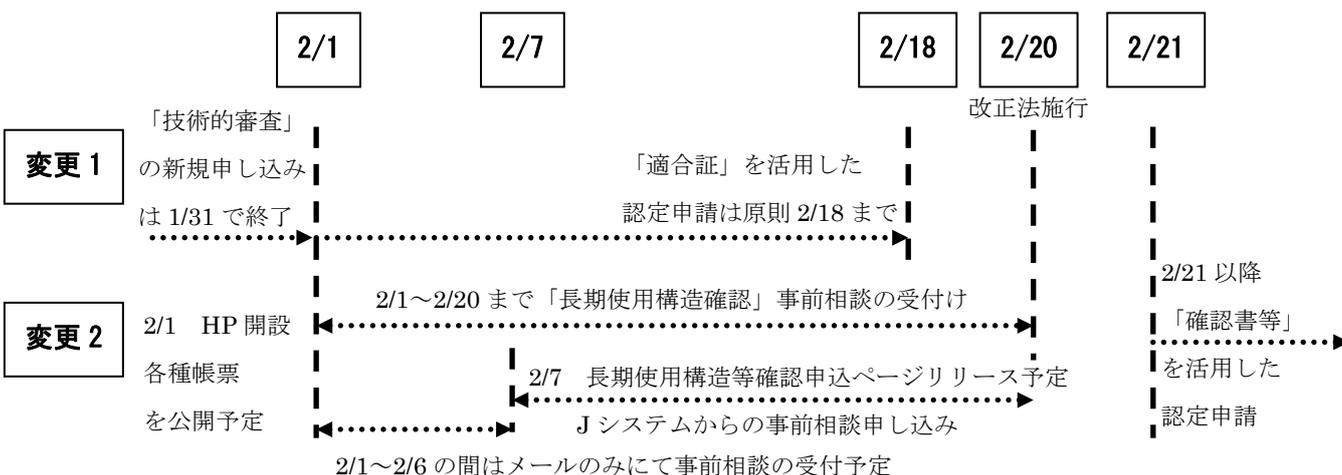
技術的審査による「適合証」を活用した所管行政庁への認定申請は2月18日までに提出する必要があり、2月20日以降は「適合証」の活用は原則できなくなりますのでご注意ください。

変更2. 新たに「長期使用構造等確認」の申し込み業務を、2022年2月21日(月)から開始します。(予定)

2月20日以降、所管行政庁への認定申請には長期使用構造等確認による「確認書等^{※1}」を活用してください。2月1日以降の申し込み手続は現行の「技術的審査」ではなく「長期使用構造等確認」にてご準備ください。2月1日から2月20日までは事前相談^{※2}として書類等の確認を行わせていただきます。2月21日以降、正式受理の後、順次「確認書等」の交付をいたします。

※1「確認書等」とは、長期使用構造等確認による「確認書」もしくは、長期使用構造等の確認結果について記載された「設計住宅性能評価書」をいいます。

※2「事前相談」に必要となる必要書類等は別紙「Q&A No2」を参照ください



以上

Q&A

<No1> 1月31日をもって「技術的審査」の受付が終了となりますが、「適合証」を活用した認定申請はいつまでおこなえますか。

各所管行政により運用が異なりますが、現行の技術的審査による「適合証」を活用した所管行政庁への認定申請は2月18日までに提出する必要があります。原則、令和4年2月20日以降に認定申請をおこなう場合は、「適合証」の活用は出来なくなります。令和4年2月20日以降に「適合証」を活用して認定申請をおこなう場合は、所管行政庁にお問い合わせのうえ、活用の可否を事前にご確認ください。

また、すでに「適合証」の交付をうけている物件の認定申請が令和4年2月20日以降となる場合の「適合証」活用の可否についても事前に所管行政庁へお問い合わせください。活用できない場合は、新たに長期使用構造等確認（以下、「長期確認」という）の申し込みをおこない、「確認書」を活用いただくこととなります。この場合の申し込み手数料は不要です。（予定）

<No2> 2月1日以降、長期確認の「事前相談」の際にはどのような書類が必要ですか。また、相談はどのように行えばよいですか。

必要書類については、令和4年2月1日（予定）にホームページ上でご案内いたします。ホームページ上の、「必要書類チェックシート」をご確認のうえ、ご準備ください。

（確認申請書*、委任状、設計内容説明書等（以下、「帳票等」という）はホームページよりダウンロードいただけるよう準備いたします。）

また、申し込み方法については、令和4年2月7日にJシステムをリリースする予定です。お手数ですが、令和4年2月1日～令和4年2月6日までの間は、メール（hyouka@j-anshin.co.jp）にて必要書類をご提出ください。ご提出いただきました書類等は「事前相談」として書類等の内容を確認いたします。

※帳票等に記載する日付は以下のうち、いずれかとしてください。

- ・空欄（事前相談後令和4年2月21日以降に改めて日付を記載いただいた書式を再提出していただきます。）
- ・令和4年2月21日以降の任意の日付を記載
- ・令和4年2月21日

<No3> 2月1日以降、長期確認に係る申し込み料金はいくらになりますか。

現行の長期優良住宅に係る「技術的審査」と同様の料金を予定しております。

現在、国土交通省を含め関係各所と調整中です。確定次第、料金表をホームページにて公開いたします。

以上